

借入(リース) 物件仕様書(自動車)

1 車種等

| | |
|----------|---|
| 車種 | 軽貨物自動車(電気自動車) |
| 台数 | 1台 |
| 駆動用バッテリー | リチウムイオン電池 |
| 乗用定員 | 4人 |
| ドア数 | 5枚 |
| 車体カラー | 白色 |
| 指定文字等 | 両サイド前席ドア部に『横浜市栄土木事務所』と濃紺で記入し(左よこ書き・一文字6cm×6cm)、その上にハマのマークを入れる(10cm×14cm別紙のとおり) |
| 装備品(別紙可) | エアコン、エアバック(運転席・助手席)、ABS、バックブザー、前後サイドバイザー、車両用消火器(ABC消火器1kg)、洗車セット、ナビ(エントリーモデル)、バックガイドモニター、ドライブレコーダー、フロアマット、緊急工具セット、タイヤチェーン(ワンタッチ式)その他下記該当例示車種装備品同等以上 ※装備品はメーカー純正品とし、純正品で用意できないものは社外品で可とする |
| 特別仕様 | ①前後の座席及びヘッドレストに固定式ビニールカバー(厚さ:0.2mm以上)を付けること、②コーナーポールを取り付けること |
| 特別仕様の理由 | 土木事務所監督車としての性格上、シートが汚れやすいので、掃除のしやすいビニール張りとする |
| 例示車種 | メーカー、車名、グレード 三菱 ミニキャブ MiEV バン 16.0kWh 4シーター |
| その他参考事項 | 現在の使用状況 : 年間平均走行距離 約 2,500 km ドライバーの状況 : 専任 <u>複数人</u> (どちらかに○) 九都市指定低公害車: 適合 |

| | | |
|---|-----------------|---|
| 2 | 物品納入期限 | 令和2年3月2日 |
| 3 | 借入期間(本年度分) | 令和2年3月1日から令和2年3月31日まで |
| 4 | 借入月数(本年度分) | 1か月 |
| 5 | 予定借入期間 及び最終日 | 7年間 令和9年2月28日 |
| 6 | 物品保管場所 | 所在地 横浜市栄区小菅ヶ谷1-6-1 名 称 横浜市栄土木事務所 TEL 045-895-1411 |

7 付帯事項

(1) 物品の搬入・撤去等

運搬・搬入及び撤去に要する費用は、すべて賃貸人の負担とする。

(2) 公租・公課

リース期間中（登録時を含む。）における公租公課については、賃貸人の負担とする。

ただし、契約期間（更新した場合を含む。）中に自動車に関する新税が創設された場合又は税額等
が変更された場合は、賃借人と賃貸人とは、当該増減額分の取扱いについて協議の上決定する。

(3) 入札方法

この入札は、4に掲げる借入期間（本年度分）における賃借料の総価により行う。

(4) 賃借料の支払い

賃借料の支払いは、毎月後払いとする。なお、借入開始日の属する月の賃借料については、借入開
始日にかかわらず、月額賃借料を支払うものとする。また、予定借入期間の最終日が属する月（最終
日が月末の場合を除く。）の賃借料については、支払わないものとする。

(5) 自動車リサイクル料

当該車両にかかる自動車リサイクル料については、賃貸人の負担とする。

(6) 保険・車検・点検整備

賃貸借契約約款第5条の規定にかかわらず、リース期間中（登録時を含む。）における自動車賠償
責任保険その他保険料、車検・点検整備については、賃借人の負担により賃借人が手続を行うものと
する。

(7) 物品の再リース・売却

賃貸人は、予定借入期間満了後、本市の求めに応じて、物品を再リース又は売り渡すものとする。
再リースする場合の月額賃借料又は売り渡す場合の売買価格については、両者の協議の上決定する。

(8) 賃貸借契約約款第7条第2項中「又は使用」を削除して適用する。

(9) 賃貸借契約約款第12条中「設置場所」とあるのは「保管場所」と読み替えて適用する。

(10) 一般社団法人次世代自動車振興センターから電気自動車に係る補助を受けることとし、本補助を受
ける場合には賃貸人が申請を行うこととする。

8 発注局課

所在地 横浜市市栄区小菅ヶ谷1-6-1

担当者 横浜市栄土木事務所管理係 西峯 TEL：045-895-1411

FAX：045-895-1421

【別紙】

